

和光市民文化センター指定管理者年度協定書

和光市（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である公益財団法人和光市文化振興公社（以下「乙」という。）とは、平成31年3月27日に、和光市民文化センター（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した和光市民文化センターの管理運営に関する協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、和光市民文化センターの管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（本協定の期間）

第2条 本協定期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 甲及び乙は、令和4年度の本業務の内容は、基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料）

第4条 甲は、本業務の実施の対価として、金211,882,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 乙は、甲に対し、管理費用を12回に分割して書面をもって請求するものとする。

3 甲は、前項による管理費用の請求が適正と認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に、乙に対し管理費用を支払うものとする。

4 指定管理料のうち、金3,000,000円については基本協定第14条第3項に定める乙の見積りによる1件につき1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内の管理物件の修繕に使用し、年度終了後余剰金が発生した場合は、甲乙確認後、乙は甲に返還するものとする。

（指定管理料及び利用料金等の精算）

第5条 令和4年度の本施設の管理運営に係る収支決算において、その収支（前条第4項に規定する費用及び余剰金を除く。）に余剰金を生じたときは、その額に100分の30を乗じて得た額（千円未満切捨。消費税及び地方消費税を含む。）を甲へ返還するものとし、残額を乙の収入とする。

（モニタリングの実施）

第6条 乙は、本施設を適正に管理運営するため、自己評価及びアンケートを実施するも

のとする。

2 甲は、半年ごとに、乙の本業務及び経理の状況等についてモニタリングを実施する。モニタリングは、基本協定第20条の規定による月報、前項の規定による自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとする。

3 乙は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(疑義等の決定)

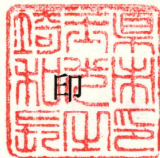
第7条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

令和4年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市長 柴崎 光子



乙 埼玉県和光市広沢1番5号

公益財団法人和光市文化振興公社

理事長 原田 政雄

